

令和 6 年度第 1 回北上市地域公共交通会議

日時：令和 6 年 9 月 26 日（木）午後 2 時 30 分

場所：北上市役所本庁舎 5 階第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 北上市地域公共交通会議規約改正について（資料№. 1）

(2) 運賃分科会の設置について（資料№. 2）

4 そ の 他

5 閉 会

令和 6 年度第 1 回北上市地域公共交通会議 出席者名簿

機関・団体名称及び職名	氏名
北上市長	八重樫 浩文
岩手県交通株式会社取締役兼乗合自動車部長	浦部 和之
東日本交通株式会社取締役	大下 篤志
北上地区タクシー業協同組合専務理事	渡邊 成尚
公益社団法人岩手県バス協会	欠 席
一般社団法人岩手県タクシー協会専務理事	宮澤 淳
北上市自治組織連絡協議会事務局	工藤 恵
北上市老人クラブ連合会副会長	松岡 祥二
国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官	竹林 孝也
岩手県交通運輸産業労働組合協議会副議長	大坪 勝利
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査課長	伊藤 誉人
県南広域振興局土木部北上土木センター道路環境課長	金今 章弘
北上市都市整備部長	阿部 英志
岩手県警察北上警察署交通課長	菅原 謙二
東日本旅客鉄道株式会社北上駅長	欠 席
北上商工会議所事務局長	伊藤 弘宣
岩手県立北上翔南高等学校	欠 席
北上市企画部長	斎藤 昌彦
北上市まちづくり部長	欠 席
北上市福祉部長	熊谷 弘昭
北上市商工部長	高橋 剛
北上市教育委員会教育部長	澤藤 樹史

事務局

北上市都市整備部都市再生推進課長	高橋 正貴
課長補佐	千葉 謙太
交通政策係長	千田 康明
主任	菅沼 都萌

北上市地域公共交通会議規約の一部を次のように改正する。

【改正の内容】 自家用有償旅客運送に関する事項を、北上市地域公共交通会議で協議するため必要な改正を行うもの。

- (1)協議事項に自家用有償旅客運送に関する事項を加える
- (2)交通会議の構成員に、自家用有償運送運営協議会の構成員を加える。
- (3)自家用有償旅客運送について、検討プロセスによる協議を規定に加える。
- (4)個人情報の取扱いについての配慮規定を加える。
- (5)構成員の守秘義務を新たに加える。

改正前		改正後	
(協議事項)		(協議事項)	
第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。		第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。	
(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項		(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項	
(2) 路線バスの廃止、変更、認可に関する事項		(2) 路線バスの廃止、変更、認可に関する事項	
(3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項		(3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項	
(4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項		(4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項	
(5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項		(5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項	
(6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項		(6) <u>自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u>	
		(7) <u>前6号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通</u>	

会議が必要と認める事項	
(交通会議の構成員)	(交通会議の構成員)
第3条 交通会議の構成員は、次のとおりとする。	第3条 交通会議の構成員は、次のとおりとする。
(1) 北上市長	(1) 北上市長
(2) 岩手県交通株式会社	(2) 岩手県交通株式会社
(3) 東日本交通株式会社	(3) 東日本交通株式会社
(4) 岩手県タクシー協会和賀支部が推薦する事業者	(4) 岩手県タクシー協会和賀支部が推薦する事業者
(5) 社団法人岩手県バス協会	(5) 社団法人岩手県バス協会
(6) 岩手県タクシー協会	(6) 岩手県タクシー協会
(7) 北上市自治組織連絡協議会	(7) 北上市自治組織連絡協議会
(8) 北上市老人クラブ連合会	(8) 北上市老人クラブ連合会
(9) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	(9) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局
(10) 岩手県交通運輸産業労働組合協議会	(10) <u>市内に事業所を置く一般乗用旅客自動車運送事業の労働者で組織する団体</u>
(11) 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	(11) 岩手県交通運輸産業労働組合協議会
(12) 県南広域振興局土木部	(12) 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
(13) 北上市都市整備部	(13) 県南広域振興局土木部
(14) 岩手県警察北上警察署	(14) 北上市都市整備部
(15) 東日本旅客鉄道株式会社	(15) 岩手県警察北上警察署
(16) 北上商工会議所	(16) 東日本旅客鉄道株式会社
(17) 岩手県高等学校長協会北上支会	(17) 北上商工会議所
(18) 北上市長が指名する市職員	(18) 岩手県高等学校長協会北上支会
(19) 前各号に掲げる者のほか、北上市長が必要と認める者	(19) 北上市社会福祉協議会

(20) <u>自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、北上市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</u> (21) <u>北上市長が指名する市職員</u> (22) <u>前各号に掲げる者のほか、北上市長が必要と認める者</u>	(交通会議の運営) 第5条 【略】
(交通会議の運営) 第5条 【略】 3 交通会議の議決の方法は、十分な協議を経た後、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。ただし、第2条第3号から第5号の事項については、予め第7条第1項における分科会における合意を得たうえで会議に諮ることとする。 4 会議は、書面にて協議することができる。 5 会議は、原則として公開とする。 6 会議の運営上必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(交通会議の運営) 第5条 【略】 3 交通会議の議決の方法は、十分な協議を経た後、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。ただし、第2条第3号から第5号の事項については、予め第7条第1項における分科会における合意を得たうえで会議に諮ることとする。 4 前項の規定に関わらず、「地域公共交通に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自第161号)に定める「<u>地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン</u>」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議又は当該検討プロセスに基づき協議が整ったものとみなされた事項については、<u>交通会議の議決がかったものとする。</u> 5 会議は、書面にて協議することができる。 6 会議は、原則として公開とする。<u>ただし、個人情報の取扱いについて</u>は十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。 7 会議の運営上必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(新設)

(守秘義務)

第6条 交通会議の構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

※改正箇所は下線部分です。

団 体 名 社会福祉法人北上市社会福祉協議会
登録番号 東岩福第12号

運行内容(令和6年8月1日現在)	
項目	福祉
登録者数	77名(重複者13名) ① 身体障害者 15名 ② 要支援認定者 42名 ③ 要介護認定者 28名 ④ その他 5名
車両台数	3台
運転者数	23名 1種免許 17名 2種免許 6名
運送区域	北上市内
収受する対価	走行1回につき 500円
登録期間	令和5年3月30日から令和8年3月29日まで (初年度:平成18年度)
利用実績	令和3年度 延べ 299名 令和4年度 延べ 275名 令和5年度 延べ 277名
走行距離	令和3年度 11,594km 令和4年度 9,502km 令和5年度 9,285km

団 体 名 特定非営利活動法人くちない
登録番号 東岩福第3号／東岩第32号

運行内容(令和6年8月1日現在)		
項目	公共交通空白地	福祉
登録者数	57名(43世帯)	40名 ① 身体障害者 4名 ② 要介護認定者 7名 ③ 要支援認定者 17名 ④ その他 12名 (重複者 1名)
車両台数	法人所有1台 持込7台	法人所有1台 持込7台
運転者数	8名 1種免許 7名 2種免許 1名	8名 1種免許 7名 2種免許 1名
運送区域	①北上市口内町町内発着での運行(町内型) ②済生会病院、さくら野、北上駅で土曜日及び日曜日の運行(町外型)	発着のいずれかが口内町であり、かつ他方が官公庁、医療機関等生活に必要な施設であること
収受する対価	①町内型は、「くちない会員」(年会費を納めている世帯員)と「一般会員」(年会費を納めていない世帯員)に分け、前者は1回100円の運賃、後者は初乗り300円、1.5km以上は500m当たり50円を加算した運賃 ②町外型は、「くちない会員」を対象とし1回の運行あたりその距離が0～8kmで800円、8～12kmで1,000円、12km以上で1,200円の運賃	1回の運行あたり、その距離が0～8kmで800円、8～12kmで1,000円、12km以上で1,200円の運賃
登録期間	令和6年7月2日から 令和9年7月1日まで (初年度:平成24年度)	令和6年7月2日から 令和9年7月1日まで (初年度:平成24年度)

北上市内で実施している自家用有償旅客運送概要
資料No.1(別紙1)

利用 実績	令和3年度 町内型:延べ1,182名 町外型:延べ 24名 令和4年度 町内型:延べ1,201名 町外型:延べ 0名 令和5年度 町内型:延べ1,189名 町外型:延べ 4 名 令和6年度 町内型:延べ 491名 町外型:延べ 0名	令和3年度 延べ 413名 令和4年度 延べ 322名 令和5年度 延べ 285名 令和6年度 延べ 105名
走行 距離	令和3年度 町内型:2,351.2km 町外型: 280.9km 令和4年度 町内型:2,307.4km 町外型: 0km 令和5年度 町内型:2,491.6km 町外型: 20,1km 令和6年度 町内型:1,010.9km 町外型: 0km	令和3年度 4,123.4km 令和4年度 3,035.7km 令和5年度 2,723.3km 令和6年度 1,060.4km

団 体 名 医療法人社団敬和会
登録番号 東岩福第39号

運行内容(令和6年8月1日現在)	
項目	福祉
登録者数	38名(重複者34名) ① 身体障害者 38名 ② 要支援認定者 3名 ③ 要介護認定者 18名 ④ その他 33名
車両台数	5台
運転者数	8名 1種免許 7名 2種免許 1名
運送区域	北上市内
収受する対価	月額 税抜き10,000円／片道1回あたり 税抜き400円
登録期間	令和4年3月30日から令和7年3月29日まで (初年度:平成28年度)
利用実績	令和3年度 延べ 3,149名 令和4年度 延べ 3,549名 令和5年度 延べ 3,517名
走行距離	令和3年度 33,032km 令和4年度 39,554km 令和5年度 38,997km

運賃分科会の設置について

道路運送法の改正に伴い、協議運賃を定める際は、これまでの地域公共交通会議での協議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、北上市地域公共交通会議規約第7の定めにより、以下のとおり「運賃分科会」を設置しようとするもの。

1 構成員

運賃分科会の構成員は、道路運送法の定めにより、下記のとおりとする。

独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑いを招かないよう、運賃を定めようとする運行事業者のみが協議に参加する。

1	当該路線等をその区域に含む市町村	北上市 (路線により他市町村も加わる)
2	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	(路線ごとに異なる)
3	当該路線等を管轄する地方運輸局長	東北運輸局 岩手運輸支局
4	第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	北上市自治組織連絡協議会 北上市老人クラブ連合会

2 運賃分科会の運営

- (1) 運賃分科会の会長は、北上市長をもって充てる。
- (2) 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- (3) 運賃分科会の議決の方法は、十分な協議を経た後、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。
- (4) 運賃分科会は、書面により協議することができる。

(参考)道路運送法第9条(抜粋)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

◎運賃分科会での協議について

運賃分科会の設置について承認された場合、本日の会議終了後に、引き続き分科会を開催し、花巻空港シャトルバスの運賃について協議を行う。

花巻空港シャトルバス運賃を協議する運賃分科会構成員は以下のとおり。

1	当該路線等をその区域に含む市町村	北上市 花巻市
2	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	東日本交通株式会社
3	当該路線等を管轄する地方運輸局長	東北運輸局岩手運輸支局
4	第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	北上市自治組織連絡協議会 北上市老人クラブ連合会

また、運賃改定にあたり、住民から広く意見を聞くため、北上市ホームページで意見の募集を行っている。

意見募集期間：令和 6 年 8 月 19 日(月)～9 月 18 日(水)

北上市ホームページ→



(参考)花巻空港シャトルバス運賃改定案

区分	改定前運賃	改定後運賃
北上駅東口～北上工業団地	500 円(小児 250 円)	550 円(小児 300 円)
北上工業団地～いわて花巻空港	600 円(小児 300 円)	650 円(小児 350 円)
北上駅東口～いわて花巻空港	900 円(小児 450 円)	1,000 円(小児 500 円)
回数券(2 枚つづり) 北上駅東口～いわて花巻空港	1,600 円	1,800 円

※障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けた者は、1人1回の乗車につき半額